

採用区分	定義	採用の条件	採用申請書
①常備医薬品	原則院内在庫を置き、院内処方せん及び院外処方せんともに処方可能な医薬品。	一増一減	新規医薬品採用申請書 (様式1)
②救急用医薬品	救急救命用として必須の薬剤。場合により常時在庫可能。	削除薬不要	
③製剤原料用医薬品	院内製剤の原料としてのみ使用できる薬品。	削除薬不要	
④自由診療医薬品 (薬価基準非収載医薬品)	薬価基準非収載医薬品(ワクチン等)	削除薬不要	
⑤再生医療等製品	薬価基準収載品で、院内にて適切な管理設備が整っているもの。	削除薬・製品不要	
⑥臨時採用医薬品	常備医薬品で対応が困難な場合等に、指定された患者限定で採用する。常時在庫せず、院内での使用患者がいる場合のみ購入する。	削除薬不要	医薬品臨時採用申請書 (様式2)
⑦院外専用医薬品	院内に常備せず、院外処方せんに限り処方可能な医薬品。	一増一減 <sup>注1)</sup> ただし、①の医薬品を⑦に移行した場合は一減と認める。 注1) 上限品目まではこの限りではない。	新規医薬品採用申請書 (様式1)
⑧臨床研究用医薬品	臨床研究を実施するために必要な医薬品。	削除薬不要 ただし、申請前に院内の倫理審査委員会の承認を得ていること。	臨床研究用医薬品使用申請書 (様式4)
⑨緊急購入医薬品	未採用の医薬品で、緊急で使用する必要が生じた医薬品。	薬剤部長が申請者に対しヒアリングを行った上で、薬剤部長が決裁を行う。 ただし、継続して使用する場合は、次回の薬事委員会において、採用区分に沿った正式な申請を行う。	医薬品緊急購入申請書 (様式3)